

島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録
及び旅行チケット取扱事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県（以下「県」という。）の職員の出張に係る旅行チケットの手配を旅費事務システムを利用して依頼する旅行業者の登録及び旅費事務システムを利用した旅行チケットの取扱事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員 旅費事務システムの利用対象となる県の職員をいう。
- (2) 旅費事務システム 県が職員の出張に係る旅行命令等の事務を処理するために運用する情報システムをいう。
- (3) 旅行チケット 輸送又は宿泊のサービスを利用するための乗車券、航空券、宿泊券、及びこれらがセットになった募集型企画旅行商品（以下「パック旅行商品」という）等をいう。
- (4) 端末機 入出力装置を含む電子計算機をいう。
- (5) 登録業者 島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者として登録された旅行業者又は旅行業者代理業者をいう。
- (6) システム利用営業 登録業者が旅費事務システムを利用して、職員から旅行チケットの発注を受け、職員に対して当該旅行チケットを販売し、料金等の精算を行うことをいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象となる出張は、職員の公務のための国内旅行とする。

(登録)

第4条 県は、第8条の登録資格審査により要件を満たした者を、島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者として名簿に登録するものとする。

(登録資格要件)

第5条 登録業者は、次に掲げる資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けていること。
- (2) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (3) 島根県内に営業所等を有していること。

- (4) 鉄道、航空機、船舶、バス又は宿泊施設の利用に必要な旅行チケットの手配が現に可能であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

（登録資格審査の申請）

第6条 登録を希望する旅行者又は旅行者代理業者は、第8条に規定する登録資格審査を受けなければならない。

（登録資格審査申請の方法）

第7条 登録を希望する者は、島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行者登録資格審査申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 旅行業又は旅行者代理業に係る登録通知書の写し
- (2) 島根県税の納税証明書
- (3) 法人にあつては登記事項証明書
- (4) 役員等名簿(様式第2号)

（登録資格審査）

第8条 県は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、第5条の要件を満たしているときは名簿に登録するとともに、当該申請をした者に審査結果を通知するものとする。

- 2 登録資格審査は、隔年の県が別に定める日に実施する登録資格審査(以下「定期審査」という。)及び随時に実施する登録資格審査(以下「随時審査」という。)とする。
- 3 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに登録資格を得ようとする者に限るものとする。

（登録資格の有効期間）

第9条 第8条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期間の末日までの期間登録資格を有する。ただし、県は、特に必要と認めた場合には、登録資格の有効期間を変更することができる。

（登録資格審査申請書の記載事項の変更）

第10条 登録業者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行者登録資格審査申請書記載事項変更届(様式第3号)により県に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 登録した会社等の所在地
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 旅行業法の規定による旅行業登録の有効期間
- (5) 旅行チケット等の受渡方法

(システム利用営業の廃止)

第11条 登録業者は、システム利用営業の廃止を希望する場合は、希望する日の1か月前までに島根県職員の出張に係る旅行チケット取扱旅行業者登録廃止届(様式第4号)により、県に届け出なければならない。

(登録の取消等)

第12条 県は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき(第5条各号に規定する要件を欠くに至ったときを含む。)
- (3) システム利用営業の実施に関し、不正の行為を行ったとき。
- (4) 前条の届出があったとき。
- (5) 正当な理由なく県の指示に従わないとき。

2 県は前項の規定により登録の取消しを行った場合は、当該登録業者にその旨を通知するものとする。

3 登録業者は、第1項の規定により登録が取り消されたことによる損害の賠償を請求することはできない。

(権利譲渡等の制限)

第13条 登録業者は、システム利用営業を行うことによって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、継承については、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りでない。

(環境整備及び費用負担)

第14条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、端末機及びインターネット利用環境を整備しなければならない。

2 登録業者は、システムの利用営業を行うために必要な端末機の設置に要する費用、通信運搬費、消耗品費、人件費及び手数料等一切の費用を負担するものとする。

(システムの運用)

第15条 県は、登録業者のシステム利用営業に支障のないよう旅費事務システムを運用するものとする。ただし、旅費事務システムの保守点検及び障害の発生その他やむを得ない事情によりシステムが停止したときは、この限りでない。

- 2 登録業者は、県が旅費事務システムの保守点検のためシステムを停止する時及び障害の発生その他やむを得ない事情によりシステムが停止した時に発生した登録業者の損害を、県に請求することはできない。

(IDの配布及びパスワードの管理)

第16条 県は、登録業者に対して、旅費事務システムの操作に必要なIDを配布するものとする。

- 2 登録業者は、ID及びパスワードを適切に管理しなければならない。

(旅行チケットの見積り)

第17条 職員は、登録業者のうちから1の登録業者を選択して、旅費事務システムで行程を示し、旅行チケットの見積り依頼を行うことができる。

- 2 前項の見積り依頼を受けた登録業者は、必要に応じて電話で職員に依頼内容（鉄道・航空機等の発着時間、ホテル名等）を確認した上で、当該各号に定める期限までに、旅費事務システムにより見積りをするものとする。また、この場合において、旅行チケットを手配することができないときは、直ちにその旨を電話等で通知するものとする。

- (1) 営業日に受けた見積りの依頼 当該依頼のあった日の翌日の午後5時まで。
- (2) 休業日に受けた見積りの依頼 当該依頼のあった日の翌営業日の午後5時まで。
- (3) パック旅行商品の見積りの依頼 パック旅行商品の申込期限まで。

- 3 前項に定める期限が県の休日に当たる場合にあっては、「当該依頼のあった日の翌日」又は「当該依頼のあった日の翌営業日」とあるのは「当該依頼のあった日の翌開庁日」とする。

- 4 第2項第1号に定める期限が登録業者の休業日に当たる場合にあっては、「当該依頼のあった日の翌日」とあるのは「当該依頼のあった日の翌営業日」とする。

- 5 職員の休暇等で、第2項に定める期限までに確認がとれない場合は、確認がとれ次第、速やかに旅費事務システムにより見積りをするものとする。

- 6 職員は、見積りの全部又は一部に不都合がある場合は、当該登録業者に対してその修正又は取消しを依頼することができる。

(見積りの基準)

第18条 登録業者の見積りは、別に定める島根県職員の出張に係る旅行チケット手配基準に適合したものでなければならない。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合は、見積り前に依頼した職員と協議するものとする。

(旅行チケットの発注)

第19条 登録業者は、第17条第2項の規定により見積りをした後、速やかに当該旅行チケットを手配しなければならない。

2 パック旅行商品の手配に関しては、登録業者が当該商品にかかる旅行契約の締結を承諾した時をもって、当該契約が成立したものとみなす。なお、チケット手配時の取扱手数料についても併せて請求できるものとする。

(旅行チケットの納品)

第20条 旅行チケットの納品方法は、原則職員へ直接届けることとするが、当該方法により難しい場合は所属への郵送とすることができる。また、職員の希望による店頭渡しもできることとする。

2 旅行チケットの依頼があった登録業者は、前項による方法のうちあらかじめ登録した方法で、出発日の前々日（前々日が休日の場合は直前の勤務日、職員が希望する日があればその日）までに旅行チケットを納品しなければならない。ただし、職員又は登録業者の都合により当該方法により難しい場合は、職員と登録業者との合意による方法によることができるものとする。

(旅行チケットの取消し及び変更等)

第21条 発注した旅行チケットが不要となった場合又は変更の必要が生じた場合、職員は、手配を依頼した登録業者に対して旅行チケットの取消し又は変更を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、職員自らが旅行チケットの取消し又は変更を行う場合がある。

2 前項ただし書の場合であって、払戻しを受ける変更をするときは、次に掲げる区分に応じて、職員は当該各号に掲げる行為を行うものとする。

(1) 払戻証明書等が発行される場合 登録業者に提出すること。

(2) 払戻証明書等が発行されない場合 払戻しを受けた現金を登録業者に渡すこと。

3 登録業者が前項の取消しの結果生じる取消手数料を請求するときは、請求書及び算出根拠がわかるものを次に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる行為を行うものとする。

県は職員に代わり、登録業者に口座振替の方法により支払うものとする。

(1) 命令変更の場合 システムに添付すること。

(2) 命令取消の場合 システムで支給できないため直接職員へ送付すること。

(旅行チケット代金の支払い)

第22条 県は、職員の旅行精算完了後、第17条の規定による見積額を職員への請求額とみなし、旅行チケットを依頼した職員に代わり、登録業者に口座振替の方法により支払うものとする。

2 前条第1項の規定により旅行チケットの取消し又は変更が生じた場合は、前項の規定に

かかわらず、次の表に掲げる額を請求額とみなし、登録業者又は職員に口座振替の方法により支払うものとする。

区 分	請 求 額	
	登録業者	職 員
職員が登録業者に旅行チケットの取消し又は変更を依頼した場合	第１７条の規定による見積額から変更した後の額 それに係る変更手数料及び命令取消でない時の取扱手数料	—
職員が自ら旅行チケットの取消し又は変更を行い、職員又は登録業者が旅行チケット代金の払戻しを受ける場合	第１７条の規定による見積額から払戻額を減じた額 それに係る変更手数料及び命令取消でない時の取消手数料	—
職員が自ら旅行チケットの変更を行い、職員が変更した旅行チケットの代金を公共交通機関の窓口で支払った場合	第１７条の規定による見積額（手数料を含む）	実際に職員が支払った額（手数料を含む）

（守秘義務）

第２３条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第２４条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第２５条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、登録業者の責めに帰すべき事由により県、職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不可抗力）

第２６条 登録業者は、天災等不可抗力によりシステム利用営業の実施に支障が生じた場合、それを除去するため早急に対抗措置を取り、かつ、当該不可抗力により発生する県、職員又は第三者の損害及び追加費用（以下「損害等」という。）を最小限にするよう努めなければならない。

２ 登録業者は、不可抗力によりシステム利用営業の一部の実施ができなくなったと認められる場合は、速やかに県及び依頼した職員に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行し、平成 23 年 6 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 登録業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この旅行チケット取扱業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 登録業者は、この旅行チケット取扱業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この旅行チケット取扱業務を終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 登録業者は、この旅行チケット取扱業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 登録業者は、この旅行チケット取扱業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 登録業者は、この旅行チケット取扱業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 登録業者は、県が承諾した場合を除き、この旅行チケット取扱業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、登録業者が、県の承諾に基づき、この旅行チケット取扱業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 登録業者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 登録業者は、この旅行チケット取扱業務を処理するため県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 登録業者はこの旅行チケット取扱業務を処理するために、県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この旅行チケット取扱業務終了後直ちに県に返還するものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 登録業者はこの旅行チケット取扱業務を処理するために、登録業者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この旅行チケット取扱業務終了後速やかに廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 県は、登録業者がこの旅行チケット取扱業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 登録業者は、この要綱に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(指示)

第14 県は、登録業者がこの旅行チケット取扱業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、登録業者に対して必要な指示を行うことができる。